



Title	棚卸資産の評価損益について
Author(s)	菅原, 秀人
Citation	北海道大學 經濟學研究, 14(2), 1-12
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31118
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(2)_P1-12.pdf



棚卸資産の評価損益について

菅 原 秀 人

1

棚卸資産の評価損益の処理については、一般に保守主義的見解が支配的である。すなわち、棚卸資産の評価損（ここではとくに低価主義にもとづく評価損をさす）については積極的にこれを計上し、評価益についてはこれを計上すべきでない、とする低価主義が実務上はもとより、学界においてもまた有力である。したがってこの低価主義によれば、棚卸資産の評価損は損益計算書に計上されて、それそれだけ当期純利益を過小ならしめるのになんたいし、評価益は全然無視されてしまうわけであって、ひとしく未実現項目でありながらそこに処理の不統一を露呈することになる。この点については最近 R. T. Sprouse および M. Moonitz がその「企業会計原則試案」(1962年)において、つぎのように批判している。「ある論者によれば、損失の認識と同じ方法で利得を認識することは、(1)「保守主義」の要請（つまり、損失は認識するけれども利得は予測しないという要請）と(2)「実現性」の欠如のために、容認できないと主張されてきている。（中略）しかしながら、このような形での保守主義のもっと致命的な欠陥は、それが首尾一貫性 (consistency) を欠いているという点であり、また棚卸資産に対するその適用において、内在的に公平性 (fairness) を欠いているという点である。」¹⁾しかるに「従来、低価主義は、この主義をとることによって、(1)「効用の損失」が生じた期間にこの損失が認識でき、また(2)将来、棚卸資産項目を使用もしくは売却する時に回収し得る金額を超えた額で棚卸資産項目を測定すること、を防止し得るという理由にもとづいて、擁護されてきている。（中略）もしも現在の取替原価が取得原価よりも低い場合に、前者が客観的、決定的であ

り、また検証可能にしてかつ一層有用であるとするならば、この取替原価はそれが取得原価よりも高い場合にも、やはりこのような属性を持っているわけである。」²⁾と。

低価主義における評価損益の不統一的処理については、私も従来しばしば論じてきたところであり、³⁾ この点にかんするかぎり、Sprouse および Moonitz と見解を同じうする。しかして私は低価主義におけるこの重大な欠陥にかんがみ、低価主義にたいしては否定的な立場をとるものであるが、ひとしく低価主義にたいして否定的な立場をとる論者にしても、その否定の後にどのような処理法を積極的に主張するかという点になると、その見解は必ずしも一様ではない。W. A. Paton および A. C. Littleton にみられるような取得原価主義の貫徹論もあれば、前記 Sprouse および Moonitz の主張するような時価評価論もあるのである。またわがくにでは岡部利良教授が費用・損失峻別の見地から低価主義に言及しておられる。

本稿はさきに公表された岡部教授の「続・損失の研究」⁴⁾のなかから、とくに低価主義に関連した部分を取りあげ、その検討をおこなうことを目的とするものである。

注 1) Robert T. Sprouse and Maurice Moonitz, A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises, 1962. 佐藤孝一, 新井清光共訳, 会計準準と会計原則, 1962, p. 149.

2) 同上, pp. 148~9.

3) 拙稿, 棚卸資産会計の諸問題, 現代経営会計講座, 1956, p. 272. 会計上の保守主義の限界について, 会計, 1957. 12, pp. 91~101. 財務諸表論答案演習, 税経セミナー, 1960. 5, pp. 94~9. 費用・収益の対応, 北大経済学研究, 1963. 2, pp. 51~62.

4) 岡部利良, 続・損失の研究, 会計, 1963. 7, pp. 58~75.

岡部教授はかねてより数多くの論文¹⁾において、損益計算上の費用と、これとは性質を異にする損失とを区別すべきことを論じてこられた。「続・損

失の研究」においても明記されているとおり、「要するに、前稿で私がいおうとしたことは、——会計学上の通説では損失をも(少なくとも原則として、あるいは論者たちによってはすべて)広義の費用にふくめ、損益算上収益から控除すべきものとしているが、損失についてのこのような考え方はあきらかに誤りで、とうていとりえないものである。損失の意味するところにしたがえば、それはもともと収益に課すべき費用としての性質をもつものではない。すなわちそれは非費用とみるべきものである。またこのような非費用＝損失は、その性質上、本来自己資本としての元本＝資本ないし当期の利益(あるいは時には他人資本)から控除すべきものとみられなければならない。すなわち要旨からいえば、およそこういう主旨のことであった。」²⁾

費用と損失の区別の問題は損益計算上まことに重要であるにもかかわらず、両者の混同がいちじるしい点に着目されての教授の積極的な主張が展開されてきたわけであり、「続・損失の研究」において、棚卸資産の評価損が一つの問題とされているのである。

さて、棚卸資産の評価損をとりあげるに先立って、教授はまずつぎのようにいわれる。「損失は、多くは価値(財産価値)が失われることによるもの(以下価値喪失損という)であるが、なかにはそうでなく、単に価格のみが失われることによるものも存在する。またこの種のもは大別して、もともと生産物でないことから、価値をもたず単に価格のみを有するもの(たとえば土地、無形固定財産など)において右の価格が低落し失われることによるもの(以下価格喪失損という)と、生産物としてももちろん価値を有するがそれは不変であるにもかかわらず——通常需給関係のもとに——価格のみがやはり低落し失われることによるものにわけてみることができるであろう。ここで単なる価格低落損というのは、右の后者を意味する。またそれにはかかる価格低落損にして棚卸財産、土地を除く有形固定財産に生ずるものが考えられるが、いまここでとり扱うのはじつはこの種のものにほかならない。」³⁾(傍点は教授)と。

みられるように「生産物としてももちろん価値を有するがそれは不変である

にもかかわらず——通常需給関係のもとに——価格のみがやはり低落し失われることによるもの」を教授は「単なる価格低落損」と呼ばれるのであるが、これが棚卸資産についていわれる場合、通例の低価主義にもとづく棚卸資産評価損と解して差支えないであろうことは、つぎの文章すなわち「棚卸財産の単なる価格低落損（これはわが企業会計原則注解4における「低価主義の適用に基く評価損」と少なくとも性格的には相おおうものとみることができる）」⁴⁾からも、うかがうことができる。

「ところで、価値喪失損ならびに価格喪失損が当の財産損失＝資本損失としての損失を意味するものであることは少なくとも一部の論者（ことに損失——利益・資本相殺説をとる論者）たちによっては現に認められているところであるが（中略）この種の損失をこのようにみることは、損失について広義費用説をとる論者たちにおいてもおそらく比較的容易に理解され、またけっきょくにおいては肯定せざるをことになるであろう。（もっともこれは、もちろん私の推論によるものである。）しかし、単なる価格低落損をも右のごとき損失とやはり同様に財産損失＝資本損失とみることにについては、とくにこれらの広義費用説をとる論者たちからは依然として多分に疑問がもたれるであろう。ことにこの種の損失は、日常の価格変動という関係のもとに営業上生ずるものとみられる余地の多いものであることからして、営業費と解されるごときことも十分考えられるところである。またとりわけその主要な部分をなす棚卸財産の単なる価格低落損（中略）については、現に一部の論者たちによれば、これを前述のような財産損失＝資本損失とみることは、低価主義否定の観点ことにかかる価格低落損は未実現のものであるということから否定されている。

しかし、財産損失＝資本損失としての損失という点からいえば、上述のような単なる価格低落損も価値喪失損（ないし価格喪失損）と別に異なるものではない。このことは、これらの損失について比較検討してみるならば容易に知られるはずである。」⁵⁾（原文のまま）

この点について教授は例を設けてさらに具体的に説明される。

（Ａ）取得価額 100 万円の商品が陳腐化し——したがって価値を失い——価値 50 万円に下落した場合（価値喪失損）⁶⁾ と、（Ｂ）同じく取得価額 100 万円の商品が価値不変であるにもかかわらず需給関係によって 50 万円に下落した場合（単なる価格低落損、ただしこの場合の価格の低落の部分には、貨幣価値の変動によるものはすべてふくまれないものとする。）についてみるとこの二つの場合の損失は、発生原因は決して同じではないのであるが、「しかしこれらの損失は、（中略）すでに規定してきた損失なる概念からみるといずれも単なる財産の喪失＝財産損失を意味するものであることは明らかである。それゆえまたこの点からいえば、損失としては右の両者ともなんら相違ないものとみななければならないこと」⁷⁾、また「取得価額 100 万円の商品が 50 万円に下落したとすれば、（Ａ）（Ｂ）いずれの場合においても、（中略）右の商品（財産）に該当するものとしての（期間的にみた場合の）元本＝資本ないし当期の利益もそれだけ減少することによって失われ、したがって同時にこの部分だけ資本損失が生じていると考えられなければならない。」⁸⁾ ことを主張され、「これらのことは、いいかえれば、要するに前例（Ｂ）の場合の単なる価格低落損も（Ａ）の場合の価値喪失損と同様に財産損失＝資本損失としての損失とみるべきものであることを示すものにほかならない」⁹⁾ のであって、「（Ｂ）のような場合だからといって、かかる事実（価格低落分だけ資本が失われ、それだけ損失が生じているという事実——菅原）を否定する根拠は見出され」¹⁰⁾ ず、「（Ｂ）のごとき場合であっても、（Ａ）のごとき場合と同様にやはり損失（財産損失＝資本損失）＝非費用とみるべきであり、ひいてこのような見方を否定する見解は、むしろかえって批判をまぬがれないものといわなければならないであろう。」¹¹⁾ といわれる。

以上、低価主義に関連する部分についての教授の所論の要旨を考察してきたのであるが、棚卸資産の低価主義にもとづく評価損を教授のいわれるように処理することが理論的に妥当な処理法といえるかどうか、本稿の焦点はま

さにこの点にしばられる。

- 注 1) 岡部利良, 損失の研究(一), (二), 会計, 1962. 4~5. 損失の諸項目と損失の性格(一), (二), 会計, 1962. 7, 10.
 2) 同, 続・損失の研究, 会計, 1963. 7, p. 59.
 3) 同上, pp. 70~1.
 4) 同上, pp. 71~2.
 5) 同上。
 6) 教授は「この(A)のような場合の事実としては, 別にまたたとえば一棟の建物の一部を火災によって失ったような場合(すなわちより典型的な一種の価値喪失損の場合)を想定してもよい。」(同上, p. 72. 傍点は菅原)といわれている。したがって, 商品の陳腐化をとりあげている(A)の場合において, 陳腐化の代りにたとえば火災による商品の一部焼失を想定しても差支えないであろうとおもわれる。
 7) 同上, pp. 72~3.
 8) 同上, p. 73.
 9) 同上。
 10) 同上, p. 74.
 11) 同上。

3

結論をさきにいうならば, 棚卸資産の低価主義にもとづく評価損の計上にたいして私は否定的である。すなわち, その計上が通例の低価主義の主張にみられるような損益計算上の費用としての計上であろうと, あるいはまた岡部教授の主張されるような財産損失=資本損失=非費用としての処理であろうとにかかわらず, 評価損の計上はおこなうべきでないと考えるのである。これにたいして教授は評価損を積極的に認識, 計上すべきことを主張されるのである。すなわち教授によれば, 前記設例(A)(B)に明らかなように棚卸資産の焼失等, その滅失による損失の場合も, 需給関係による単なる価格低落による損失の場合も「損失が生じている」¹⁾という点では何ら異なるどころがなく, 後者の損失を前者の場合とまったく同様に財産損失=資本損失として処理すべきものとされる。²⁾

しかし、火災等によって棚卸資産が滅失した場合と、日常の需給関係の変動による単なる価格低落の場合とでは、ひとしく損失といっても両者は質的に異なるものであり、したがってまたその処理法も異なって然るべきではなからうかと私は考える。

たとえば火災によって棚卸資産の現物の一部が焼失した場合には、棚卸資産の現物の一部が現実^に失われたわけであって、この焼失部分は灰と化し物財的には永久に復元されることがない。復元しようとしても、焼失した物財を焼失以前の存在に戻すことはできないからである。つまり、焼失部分は現実^に喪失した部分であり、損失の実現であって、過去形で認識され、また物財的に復元される可能性のない、それゆえにまたこの喪失部分については価値的に裏づけされた価格としてはその復元性が失われた、という意味における損失である。しかるに、需給関係の変動による単なる価格低落損の場合には未実現損失の語が示すように、その損失は未だ実現していない損失であり、しかもより重要なことは、かかる損失は論理的にもまた事実問題としても回復可能性（復元性）の認められる損失であるということである。すなわち、需給関係の変動による棚卸資産の単なる価格低落損は、たんに未実現の損失であるばかりでなく、将来の販売時点までには価格が上昇し、もとの価格水準にまで、あるいはそれ以上に復元するかもしれない、そういう可能性を多分にもった未実現の損失であるということである。それは予想されるところの、未来形で認識される損失であり、しかもその損失が将来の販売時点において損失として実現する可能性はあるかもしれないが、場合によっては無いかもしれないのであって、その実現の確率および実現するとした場合の損失の額はきわめて不確かであるといわなければならない。

このようにみえてくると、火災等による棚卸資産の滅失損（価値喪失損）と需給関係による棚卸資産の価格低落による損失（単なる価格低落損）とは、ほんらいその性質を異にしているといわなければならない論拠が存在するのである。

以上要するに、いま貨幣価値および資産価値を不変とすれば、棚卸資産の

低価主義にもとづく評価損はたんにその需給関係の変動に起因する価格の低落分であって、需給関係の変動を前提として単なる価格低落損（通例の低価主義にもとづく評価損）を考えるかぎり（この点は教授も明記しておられるところである）同様に需給関係の変動に起因するその反動としての価格の回復可能性も当然考慮しうるし、また考慮しなければならないわけである。そしてもしこの点において誤りがないとすれば、物財的に、したがってまた価値的に復元の可能性のまったくない棚卸資産の滅失すなわち価値喪失損と、物財的に、したがってまた価値的には何ら変化がないにもかかわらず需給関係の変動にもとづいて生じ、それゆえにまた将来における回復可能性が多かれ少なかれみられる単なる価格低落損とは、あきらかに質的に異なるものであり、回復可能性をもつものと、もたないものという意味で両者はまさに対照的である。したがってまた両者の取扱いには当然区別があって然るべきであるということができるのである。

注 1) 岡部利良, 続・損失の研究, 1963. 7, p. 72.

(2) 既述のように、教授は設例(A)の場合として商品の陳腐化をあげておられるが、(A)にかんする教授の注記からみても、商品の陳腐化を焼失等による商品の滅失と読みかえることは許されるであろうし、議論の明確化のためにはむしろこの方がのぞましいと考えられるので、敢て読みかえることとした。この点教授の御諒解を乞わなければならない。

4

教授においては、棚卸資産の単なる価格低落損つまり通例の低価主義にもとづく評価損を企業会計上、積極的に認識、計上すべきことを主張され、その具体的処理法としては火災等による滅失の場合と同様、その損失は財産損失＝資本損失＝非費用として、損益計算上の費用の計上とは区別すべきであるとされる。この問題が「損失の研究」として取扱われている関係から、たんなる価格の上昇による通例の棚卸資産評価益についてはもちろん全くふれておられないわけであるが、単なる価格低落損の認識、計上について積極論

の立場にたつならば、単なる価格上昇益についてもまた積極論の立場をとられるのではないかと推察される。しかし、私見においては、この両者いずれをも企業会計上、積極的に正規の勘定に計上すべき論拠を見出すことはいちじるしく困難であるといわなければならない。いま単なる価格低落損にかぎってみた場合、かりにその認識が必要であるとしても、それは脚注あるいはカッコつき注記の形式で十分であって、正規の勘定にこれを記録、計上することは既述の理由から論理的に認めがたいばかりでなく、実務的にもまた恣意性の介入に途を開くおそれなしとしない。

需給関係に起因する単なる価格変動はまさにそれが日常的な変動であり、回復の可能性がみられるがゆえに、その損益の計上は販売時点までおこなうべきではなく、販売によって実現、確定したときに計上すれば足りるものである。生産過程における価値増殖の認識、計上の問題を埒外におけば、単なる価格変動による評価損益の認識は「価値の実現」の時点において確認すべきものであろうし、またそれで十分であるといつてよいのではなからうか。通例の発生主義を上記評価損益にたいしてまで適用しようとすることには論理的に無理があるようにおもえるのである。

需給関係の変動による棚卸資産の単なる価格低落損の場合に、その価格低落の時点において損失を計上することは、将来、実現しないかもしれない損失を事前に計上することとなり、企業会計を歪曲するばかりでなく、その早期計上によってかえって利害関係者を mislead する危険性が生まれることにもなる。換言すれば、損失について懸念される事態を、すでに取返しのつかない結果が到来したかのごとくに企業会計上処理することは、企業会計の window dressing であり、真実性、明瞭性の原則に背反するということである。なるほど、単なる価格低落損の通例の認識は、損失不可避の危険性が現実化するかもしれないことにたいする企業経営者の本能的な身構えの姿勢であるといえるかもしれない。しかし、この損失覚悟の姿勢をどのような処理法に具現したとしても、なおいまだ損失は可能性の域に止まっているにすぎないのである。取得価額 100 万円の商品が 50 万円に暴落した場合その評価損

は50万円であるが、これはあくまで「損失の可能性」として考えられるにすぎないものであり、しかもこの可能性の実現の確率ははなはだ不確かでしかない。この不確かな損失可能性を通例の低価主義的処理法によって企業会計に導入することはまさに「資本家的知恵」であり、それが資本の保全ひいては資本蓄積に寄与する点に着目しているからであるが、実はそのために会計計算は歪曲されたものになってしまうのである。そして会計計算の歪曲という点では、教授の見解についても同様のことがいえるであろうと考えるのである。

ただし、たとえば期末において取得価額100万円の商品が50万円に低落した場合に、50万円の損失の可能性を利害関係者に報告することは利害関係者の利益擁護の見地から必要なことであろうとおもわれる。この場合の報告形式としては、脚注あるいはカッコづき注記が適当であろう。さらに、もしも企業経営者がその損失可能性を憂慮し、「損失の実現」にたいする利益処分形式による対策の樹立、つまりたとえば「棚卸資産価格低落損失積立金」（もしくは「棚卸資産減価積立金」）を設定することの必要性を痛感しこれについて、脚注あるいはカッコづき注記によって損失可能性を知らされた利害関係者なканずく株主の同意が得られるならば、そのような積立金を設定すればよろしい。この積立金は当然のことながら、予想された損失が実現したときにその補填のために取崩されるものである。

ところで、この積立金方式は外見上、岡部教授の資本損失＝非費用方式と同一のごとくにみえるかもしれないが、内容的にはまったく異なるものといわなければならない。何故ならば、教授の場合には単なる価格低落損をその低落の時点において、したがって未だ実現していない時点において計上すべきであることを主張されるのであるが、私見においてはその低落による損失が販売によって現実化したときに計上すべきであることを主張するのである。積立金方式が単なる価格低落損を費用と区別し、これを損失として処理すべきであるとする点において、私は教授と同一の立場にたつものであり、両者の厳密な区別を主張される教授の見解に賛意を惜しむものではないが、その

具体的処理方式を問題とする場合、私は教授と見解を異にするのである。しかしてその相違は、教授のいわれる価値喪失損と単なる価格低落損を「損失なる概念からみると、いずれも単なる財産の喪失＝財産損失を意味するものであることは明かである。それゆえまたこの点からいえば、損失としては右の両者ともなんら相違ないものとみななければならない。」¹⁾とみるか、両者は質的に異なるものとみるかにかかっている。私はすでにのべたとおり後者をとるのである。

注 1) 岡部利良, 続・損失の研究, 会計, 1963. 7, p.73.

5

棚卸資産の単なる価格低落損をその実現以前に計上することは、すでにのべた論拠からみて認めがたいとするのが本稿の結論である。もちろん私も、費用と損失の混同を避け、両者を峻別した会計計算がおこなわれるべきであると考えたものであって、この点にかんするかぎり、岡部教授の主張にたいし全面的に賛意を表するものであるが、その実際の処理法においてたとえば棚卸資産の単なる価格低落損について、教授の見解と私見とはいちじるしく異なることになる。そのよってきたところは、教授のいわれる価値喪失損と単なる価格低落損とを同質のものとみるか否かにかかっている。

しかして教授の処理法において、損失を未実現の時点において計上することを主張される点では通例の低価主義的処理法と異ならないわけであるが、かかる処理法が企業会計を歪曲し、したがってまた企業の利害関係者を mislead する危険性をもつことは否定できないところである。また、このような企業会計の歪曲は企業経営者の放漫な仕入——在庫政策の尻ぬぐいを会計計算にもちこむことに途を開くものであり、もって利害関係者の利益を阻害する危険性を生みだすことになる点についても留意すべきである。

会計計算の真实性、明瞭性の犠牲を結果する処理方式は批判的会計理論の立場からはもとより、利害関係の調整を格別強調するにいたった近代会計理

論の立場からもまた認めがたいのではなからうか。

なお、いわゆる評価益については通例の低価主義的思考においては、それが未実現であり確実性に乏しいという理由でその計上が否定されるのであり、ここにみられる評価損と評価益の差別的処理が低価主義における「アキレスの踵」であることは既述のごとくであるが、未実現の時点において単なる価格低落損の計上を主張される教授の見解においては、これと逆の場合、すなわち通例の評価益はどのように処理されることになるのであろうか。

私見においては、たんなる価格変動に起因する評価損益はともに実現の段階において計上すべきであること、つまり評価損についていえることはそのまま評価益についても該当すると考えるのであって、両者の差別的処理はそれがいかなる形であるにせよ、論理的に認めがたいのである。

教授の御叱正を賜われれば幸甚である。

(1964. 7)